

発議第1号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書案

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び内閣官房長官宛て提出するものとする。

令和3年12月16日提出

提出者 和歌山市議会議員

中谷謙二

中尾友紀

戸田正人

山本忠相

尾崎方哉

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書案

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年（2023年）10月に、消費税においてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイス（適格請求書）を発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預り消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担は正に運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額が更に減少することなく、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。